

債務者の利息の支払が貸金業者の預金等の口座に対する払込みによってされた場合における貸金業の規制等に関する法律四二条一項によるみなし弁済と同法一八条一項に規定する書面の交付の要否

——貸金業規制法四二条における書面の要否事件——

岡 林 伸 幸

最高裁判所平成二一年一月二二日第一小法廷判決…民集五三卷一号九八頁、判時一六六七号六八頁、判夕九九五号七一頁、金商一〇六四号一一頁、金法一五四四号六二頁（請求異議等事件、平成八年（オ）第二五〇号、上告棄却）

【判決要旨】

貸金業の規制等に関する法律四二条一項によるみなし弁済の効果を生ずるためには、債務者の利息の支払が貸金業者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってされた場合であつ

ても、特段の事情のない限り、貸金業者は、右の払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、同法一八条一項に規定する書面を債務者に交付しなければならない。

【事実の概要】

Xは、貸金業者Yから二〇〇〇万円を年利三六・五%の約定で借り受け（利息天引）その際、公正証書を作成した上、その所有不動産に根抵当権を設定した。Xは約定の利息を支払い、その都度Yから期限の猶予を受けた。本件の利息はい

ずれもYの銀行口座への払込みによって支払われたところ、YはXに対し貸金業法一八条一項の受取証書を一切交付していなかった。Xは、受取証書の交付のない本件の利息の支払には貸金業法四三条一項によるみなし弁済の効果は生じないから、利息制限法の制限を超える部分が元本に充当される結果、自分の借入金は完済されたことになるなどと主張して、Yに対し、公正証書に基づく強制執行の不許、残元本・遅延損害金債務の不存在確認、根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた。

一審・原審ともにXの主張を認め、その請求を全て認容した。Yは、利息の支払が銀行口座への払込みによってされた場合、債務者から受取証書の交付の請求がないときはそれがなくても貸金業法四三条一項が適用される、したがって本件各利息にはみなし弁済の効力が生じるなどとして上告したが、その上告は棄却された。

【判決理由】

「貸金業者との間の金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法一条一項に定める制限利息を超える場合において、右超過部分を検討する。

(2) 利息制限法に関する判例理論の変遷

利息の上限は利息制限法一条一項に規定されているが、実際には守られておらず、刑事罰が科せられる出資法五条二項との間にグレーゾーンと呼ばれる金利が存在している。そこで利息制限法所定の制限を超える利息の約定が無効であることを前提に、債務者が約定通りに利息を任意に支払った場合に、制限超過部分が残存元本に充当されるか否かがかつて問題とされた。

当初判例は、元本充当を否定していたが、後に変更され、「債務者が利息制限法所定の制限をこえる金銭消費貸借上の利息・損害金を任意に支払ったときは、右制限をこえる部分は民法第四九一条により、残存元本に充当されるものと解すべきである⁽³⁾」とした。そして判例は、利息制限法所定の制限をこえる金銭消費貸借上の利息・損害金を任意に支払った債務者は、制限超過部分の充当により計算上元本が完済となったときは、その後債務の存在を知らずに支払った金額の返還を請求することができる⁽⁴⁾と判示し、さらに判例は「債務者が利息制限法所定の制限をこえた利息・損害金を元本と

分の支払が貸金業の規制等に関する法律四三条一項によって有効な利息の債務の弁済とみなされるためには、右の支払が貸金業者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってされたときであっても、特段の事情のない限り、貸金業者は、右の払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、同法一八条一項に規定する書面（以下「受取証書」という。）を債務者に交付しなければならぬと解するのが相当である。ただし、同法四三条一項二号は、受取証書の交付について何らの除外事由を設けておらず、また、債務者は、受取証書の交付を受けることによって、払い込んだ金銭の利息、元本への充当關係を初めて具体的に把握することができるからである⁽⁵⁾。

【研究】

一 問題の所在

(1) はじめに

本判決は、利息制限法を超える債務者の利息の支払が、貸金業者の口座等への払込によってなされた場合にも、貸金業法四三条一項のみなし弁済の効力が生じるためには、同法一八条一項の受取証書の交付を必要とするか否かに関して下された最初の最高裁判所の判決である⁽¹⁾。本稿は、まず本判決が

もに任意に支払った場合においては、その支払にあたり充当に関して特段の意思表示がないかぎり、右制限に従った元利合計額をこえる支払額は、債務者において、不当利得として、その返還を請求することができる⁽²⁾と解すべきである⁽³⁾と判示して、事実上利息制限法一条二項を空文化してきた。

(3) 貸金業法四三条一項の制定

判例が前述のような理論構成で以って消費者保護を図ってきた背景にはサラ金問題があり、サラ金禍を防ぐために、貸金業法が制定された。この法律は貸金業者を登録制にした上、様々な義務を課すものではあるが、ヤミ金融が横行するのを防ぐ等の名目で、同法四三条一項に「みなし弁済」の規定を置いた。これは利息制限法の規定や一連の判例にもかかわらず、貸金業法上の各義務を遵守し、利息が任意に支払われた場合には、有効な利息の債務の弁済とみなす、という規定である。つまり同法の各種の義務を遵守した貸金業者に特典を与えるものである。

支払の任意性に関して、判例は、「債務者が利息の契約に基づく利息又は賠償額の予定に基づく賠償金の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によって支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息制

限法一条一項又は四条一項に定める利息又は賠償額の予定の制限額を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない」と判示して、債務者が求めた超過利息等の返還を認めなかった。

本判決は、もう一方の要件である貸金業者の義務の射程を問うたものである。

二 判例の検討

(1) はじめに

受取証書の交付を必要とするか否かに関して判断した判決例は、本判決と同様に交付必要説に与している。以下では、本判決に至る判決例の形成過程を見ていくことにする。

(2) リーディング・ケース

本件において、リーディング・ケースとなるのは、京都簡易裁判所昭和五九年八月八日判決⁷⁾及び、京都簡易裁判所昭和五九年八月一〇日判決⁸⁾である。両判決とも債務者が貸金業者の預金口座払込みの方法によって弁済をすることになったが、債務者が受取証書の交付を請求しなかったため、貸金業者がそれを交付しなかったという事実で、貸金業者がみなし弁済の規定の適用を受けるためには、貸金業法一八条一

項所定の受取証書を交付しなければならない、と判示した。しかしながら、これらの判決が原告（貸金業者）の欠席裁判であったこともあり、その理由付けは示されなかった。

その後、両判決に続いたのが、佐世保簡易裁判所昭和六〇年七月二三日判決⁹⁾である。判決と同様に、債務者が貸金業者の預金口座払込みの方法によって弁済をすることになっていた事案で、貸金業法一八条一項所定の受取証書の交付が必要であるとの説に立ち、「けだし、同条同項の書面の交付を要求している法の目的が、弁済の事実のみならず、元利充当関係の事実も明らかにさせる趣旨であることや、貸金業法一八条二項は、弁済者が同条一項の書面の交付を請求しない限り、貸金業者がこれを交付しなくても刑罰を課せられないというにとどまる規定である、と考えられるからである」との理由付けを明らかにしている。

(3) 交付必要説の流れ

判決例の流れは、完全に交付必要説に傾いていった。大阪地方裁判所昭和六一年九月二六日第一二民事部判決¹¹⁾は、同じく貸金業者の銀行口座に対する払込みの方法で弁済するとされていた事案で、受取証書の交付を必要とし、その理由付けにおいて、判決で示された理由に加えて、貸金業法四三

債務者の利息の支払が貸金業者の預金等の口座に対する払込みによってされた場合における貸金業の規制等に関する法律 43 条 1 項によるみなし弁済と同法 18 条 1 項に規定する書面の交付の要否

条一項二号は、「同項のみなし弁済規定適用のための要件として受取証書の交付について除外事由を一切定めていないのであり、さらに債務者は弁済直後に法定の要件を充たした受取証書の交付を受けてはじめて利息制限法の規定にしたがって法律上本来支払わなくてもよい債務の内容を具体的に認識計算できるのに、その機会を奪われたままで貸金業法四三条一項のみなし弁済の規定の適用をうけるのは、債務者に著しく不利で、同法の目的にもそわない」という理由付けを加えている。このように、貸金業法四三条が書面を要求しているのは、弁済の事実のみならず、元利充当関係の事実も明らかにさせる趣旨であること、同条はみなし弁済規定適用のための要件として受取証書の交付について消費者保護の立場から除外事由を一切みとめていないこと、受取証書を交付しなければ債務者は債務内容を具体的に認識できないこと、等を理由に判決例は交付必要説の立場に立っている。¹³⁾

大阪高等裁判所平成元年三月一四日第八民事部判決¹⁴⁾は、支払方法は、今まで紹介した判決と同様に、貸金業者の預金口座に対する払込みであるが、貸金業法一八条二項の方法による利息・損害金の支払につき、貸金業者と借主間で銀行作成の振込金受取証をもって同法一八条所定の受取証書に代え

る旨の合意がなされていたという事案である。この合意に関して本判決は、貸金業法四三条の趣旨を、判決が挙げた理由に加え、「同法は、このように貸金業者に貸付における厳格な手続の履践を要求したうえで、右厳格な手続を履践した業者につき、同法四三条一項の要件を具備することにより、本来あくまでも利息制限法上は無効な弁済を、例外的に有効な弁済とみなすという特典を与えたものと解することができる」とした上で、「このように解するとき四三条一項は強行法規と証すべく、また、文理上の一八条二項の場合にはふれていない。そうすると、同法四三条一項はあくまでも同条所定の要件をすべて厳格に履践することによって初めて適用されると解すべきであって、一八条書面の作成交付は同法四三条一項適用の必須要件であるというべく、したがって、控訴人主張の振込金受取証は、単に当該支払分の支払の事実を証するにすぎず、一八条書面の作成交付には代わり得ず、また同法一八条二項の規定は、同法四三条の適用につき、同法一八条二項による弁済がなされたときに、一八条書面の交付を擬制するものではないと言つべきである」と判示して、本件合意を無効として、受取証書の交付を必要とした。つまり判決は、当事者の合意によって受取証書を不要にすることがで

きないことを明らかにしたのである。

名古屋地方裁判所平成七年五月三〇日民事第五部判決¹⁵⁾は、利息が天引された場合に、貸金業法四三条が適用されるか否かが問題とされた事例である。判決は、利息が天引された場合について、「合意により利息の天引が行われたとしても、それは、利息としての支払¹⁶⁾には当たらないから、右利息金については貸金業法四三条の適用の余地はないというべきである¹⁷⁾」と判示した上で、銀行振込の方法でなされた利息金の支払に関し受取証書を交付していないために貸金業法四三条は適用されないとした。この点は従来の判決例と同じであるが、私が興味を引いたのは、貸金業者が借主から受取証書を郵送しないで欲しい旨を申し入れられていた、と主張している点である。これに対して本判決は、そのような事情がある場合にも、貸金業者がみなし弁済の規定の適用を受けるためには、何らかの方法で受取証書を債務者に交付する方法を講ずる必要があるというべきである、とした。この点はあくまで傍論ではあるが、貸金業法四三条の適用を厳格に考える判例の流れが生きているように思われる。

判決の傍論を正面から取り扱ったのが、東京高等裁判所平成九年一月二三日第四民事部判決¹⁸⁾である。判決も弁

済が銀行振込の方法によってなされていた事案であり、その場合にも受取証書の交付が必要であるとされた。そしてその上、借主（鈴木）が予め受取証書の送付を要しない旨を申し出て、受取証書の交付を積極的に拒否していた点については、貸金業法「四三条一項は、同条所定の要件をすべて厳格に履践することによって初めて適用されるものであって、当事者の合意やその一方の申出により、この要件を緩和することはできないと解すべきである。そのように解さないと、貸金業者は、貸付時の優越的地位を利用して、債務者に、一層簡易な書面の作成交付等の方法を同法一八条一項所定の書面の作成交付に代える旨の合意や、右書面の受領拒絶の申出を強要することが可能となり、同条が規定された意義は失われてしまうこととなる¹⁹⁾」と判示した上で、「債務者の申出に合理的な理由があり、その申入れが真摯な意思に基づく場合で、貸金業者も同法一八条一項所定の書面の交付のために尽くすべき手段を尽くしたにもかかわらず、これを交付できなかつた等の場合であれば格別、本件のように、単に鈴木から予め受取証書の送付を要しない旨の申出がされたため、これを交付しなかつたにすぎない場合には、同法四三条一項の適用の余地はないというべきである²⁰⁾」と結論付けた。判決は当事者の合意に

よって受取証書の交付を不要にすることは原則としてできないことを明確にし、極めて厳格な要件の下でその例外を示した判決と位置付けることができよう。

東京高等裁判所平成九年一月二七日第一七民事部判決²⁰⁾は、ATM（現金自動貸付返済機）を利用して債務者が債権者である貸金業者に対してした借入金等の返済と貸金業法四三条の適用が問題となった事例である。判決は、「ATM（現金自動貸付返済機）を利用して債務者が債権者である貸金業者に対してした借入金等の返済した場合に、債務者の返済行為が完了する前に債務者において利息、損害金の充当予定額を認識できるようにしていないときは、債務者が貸金業者との間の利息の契約に基づく利息又は賠償額の予定に基づく損害金の支払に充当されることを認識した上で支払ったということとはできず、貸金業の規制等に関する法律四三条一項又は三項という利息として又は賠償としての支払に該当しない」と判示して、みなし弁済と認めなかった。従来の判決例が銀行口座への振込ですら認めていなかったのであるから、貸金業者のATM（現金自動貸付返済機）を利用した支払で認めなかったのは当然と言えよう。

このような下級審判決の流れを受けて、本判決もまた銀行

判決は、利息が天引された場合に、貸金業法四三条が適用されるか否かが問題とされた事例である。判決は、利息が天引された場合について、「合意により利息の天引が行われたとしても、それは、利息としての支払¹⁶⁾には当たらないから、右利息金については貸金業法四三条の適用の余地はないというべきである¹⁷⁾」と判示した上で、銀行振込の方法でなされた利息金の支払に関し受取証書を交付していないために貸金業法四三条は適用されないとした。この点は従来の判決例と同じであるが、私が興味を引いたのは、貸金業者が借主から受取証書を郵送しないで欲しい旨を申し入れられていた、と主張している点である。これに対して本判決は、そのような事情がある場合にも、貸金業者がみなし弁済の規定の適用を受けるためには、何らかの方法で受取証書を債務者に交付する方法を講ずる必要があるというべきである、とした。この点はあくまで傍論ではあるが、貸金業法四三条の適用を厳格に考える判例の流れが生きているように思われる。

判決の傍論を正面から取り扱ったのが、東京高等裁判所平成九年一月二三日第四民事部判決¹⁸⁾である。判決も弁済が銀行振込の方法によってなされていた事案であり、その場合にも受取証書の交付が必要であるとされた。そしてその上、借主（鈴木）が予め受取証書の送付を要しない旨を申し出て、受取証書の交付を積極的に拒否していた点については、貸金業法「四三条一項は、同条所定の要件をすべて厳格に履践することによって初めて適用されるものであって、当事者の合意やその一方の申出により、この要件を緩和することはできないと解すべきである。そのように解さないと、貸金業者は、貸付時の優越的地位を利用して、債務者に、一層簡易な書面の作成交付等の方法を同法一八条一項所定の書面の作成交付に代える旨の合意や、右書面の受領拒絶の申出を強要することが可能となり、同条が規定された意義は失われてしまうこととなる¹⁹⁾」と判示した上で、「債務者の申出に合理的な理由があり、その申入れが真摯な意思に基づく場合で、貸金業者も同法一八条一項所定の書面の交付のために尽くすべき手段を尽くしたにもかかわらず、これを交付できなかつた等の場合であれば格別、本件のように、単に鈴木から予め受取証書の送付を要しない旨の申出がされたため、これを交付しなかつたにすぎない場合には、同法四三条一項の適用の余地はないというべきである²⁰⁾」と結論付けた。判決は当事者の合意に

口座への払込みの方法による弁済に関し、受取証書の交付なしにみなし弁済を認めないという立場に立った。このことによって本件の問題点に関して最高裁判所が従来の判決例を支持することを明らかにし、それを基本的に確立した点に大きな意義がある。

三 学説の検討

(1) はじめに

学説も判決例の流れと同様に、交付必要説が圧倒的な通説となっている。しかしながら、理論的には三つの見解が考えられるので順次見ていくことにする。

(2) 交付不要説

交付不要説とは、「利息等の支払が預貯金口座への払込みの方法によりされた場合において、弁済者から受取証書の交付の請求がないときは、貸金業者が債務者に対し右証書の交付をしていなくても、法四三条一項が適用されるとい見解であり、法一八条二項の場合には、弁済者から受取証書の交付請求がなければ同条一項の適用がそもそもないから、法四三条一項二号によって同項が非適用になることはないというべきこと、受取証書は弁済後に交付されるものであること

ろ、弁済後に元利充当関係が明らかになることがそれほど重要とは考えられないこと、などをその根拠とする²¹⁾。大蔵省の立法担当者の見解とされ、学説にも「一八条二項が一定の場合に受取証書の交付を不必要としている以上、四三条一項との関係でもやはりそれは不必要と解する方が貸金業法の解釈として自然であると思われる²²⁾」として支持する見解もある。

(3) 交付必要説

交付必要説とは、「貸金業者が法四三条一項の適用を受けるためには、預貯金口座への入金を通常知りうる時点で、その都度、直ちに受取証書を交付することを要するとする見解であり、法四三条一項二号は、受取証書の交付を同項適用の積極的要件としており、何ら除外事由が付されていないこと、弁済直後に受取証書が交付されてはじめて、債務者は、法律上負うべき債務の内容を計算でき、他方で、請求額のうち法律上支払わなくてもよい債務を認識し、貸金業者に対する権利主張が可能となるのであり、このような手段が与えられているのにこれを行使用しなかったことが法四三条一項の特別扱いを認める前提となるといふべきこと、などをその根拠とする²³⁾」。これ以外にも判決例を紹介した際に様々な理由付けが示されており、学説上も圧倒的多数がこの見解を支持して

いる²⁴⁾。

(4) 不適用説

不適用説とは、貸金業法四三条一項二号は、「法第一八条第一項の規定による同項所定の受取証書の交付があることを要件とするが、前記の場合において弁済者の請求がないときは、同条第一項の適用がないのだから、貸金業者が任意に受取証書を交・送付しても、それは、法第一八条第一項の規定による交付に該当しないから、未だ、本条第一項二号の要件を充足しないと見る見解である²⁵⁾」。この見解は理論的な可能性として、大森法務省民事局参事官が引き合いに出して批判の対象としたものであり、支持者はいない。

四 私見

(1) 基本的枠組

本件に関する判決例・学説を見てきたわけであるが、私には基本的には通説である交付必要説に立ちたいと考えている。そしてたとえ当事者の合意があったとしても、銀行振込などの場合に、その振込金受取書をもって貸金業法一八条一項所定の受取証書に代用することはできないと考えている。したがって、本判決を支持する。その理由付けについては、判例・

学説を紹介する中で示されてきたのでここでは繰り返さない。

(2) 本判決の影響力

本判決は受取証書の交付必要説に立つことによって、貸金業者が超過利息を取得するのに一定の歯止めをかけた。この点は十分に評価したいと考えるが、しかし特に大手の貸金業者にとって、自分の銀行口座に借主が払込んだ場合、あるいはATM(現金自動貸付返済機)によって払込みがなされた場合、直ちに受取証書を交付するシステムを開発することは容易であろう。したがって、本判決のみによっては、サラ金禍を根本的に解決することはできないであろう。もっとも裁判所は司法機関であるのであるから、本判決がいわば限界とされていることができ、ここから先は立法機関の仕事である。本判決を通じて、貸金業法四三条の「みなし弁済」の廃止あるいは出資法改正によるグレーゾーンの解消が必要であることが、一層明らかになったと言えよう。

(1) 飯塚和之「債務者の利息の支払が貸金業者の預金等の口座に対する払込みによってされた場合における貸金業の規制等に関する法律43条1項によるみなし弁済と同法18条1項に規定する書面の交付の要否

する書面の交付の要否」NBL六九〇号(二〇〇〇年)六〇頁以下六一頁。

(2) 最高裁判所昭和三十七年六月一三日大法廷判決・民集一六卷七号三四〇頁。

(3) 最高裁判所昭和三十九年一月一八日大法廷判決・民集一八卷九号一八六八頁。

(4) 最高裁判所昭和四三年一月一三日大法廷判決・民集二二卷一一号二五六頁。

(5) 最高裁判所昭和四四年一月二五日第三小法廷判決・民集二三卷一十一号二二二七頁。

(6) 最高裁判所平成二年一月二二日第二小法廷判決・民集四四卷一三三三三頁。

(7) 判時一一五二二五八頁、判タ五三三九号二八五頁。

(8) 判タ五三三九号二八五頁。

(9) 判時一一八七号二二二頁。これに関する判例評釈として、森泉章「貸金業規制等に関する法律四三条の「みなし弁済」規定の適用を受けるためには、同法一八条二項の場合でも同条一項所定の書類の交付を要するとされた事例」判評三三三三三号(一九八六年)一六八頁以下がある。

(10) 判時一一八七号二二三頁。

- (11) 判タ六五二号二四六頁。
- (12) 判タ六五二号二五〇頁。
- (13) 京都地方裁判所昭和六三年八月一九日民事第六部判決・判時一三二八号一〇六頁。同頁、東京高等裁判所平成九年六月一日第二民事部判決：金商一〇三七号一六頁。
- (14) 判タ七〇五号一七五頁。
- (15) 判タ八九七号二二三頁。
- (16) 判タ八九七号二二七頁。
- (17) 判タ九九五号一七一頁。
- (18) 判タ九九五号一七四頁。
- (19) 判タ九九五号一七四頁。
- (20) 金商一〇四七号二頁。
- (21) 判時一六六七号六九頁のコメント。
- (22) 神前禎「貸金業法四三条の『みなし弁済』 同法一八条二項の場合における受取証書交付の必要性」ジュリ九四二号（一九九九年）一一五頁以下、一一六頁。
- (23) 判時一六六七号七〇頁のコメント。
- (24) 森泉章編著『貸金業規制法（第四版）』（一粒社・一九九三年）二九六頁、鎌野邦樹『金銭消費貸借と利息の制限』（一粒社・一九九九年）三三五頁、大森政輔「貸金業規制法第四三条について

て」判時一〇八〇号（一九八三年）三頁以下、一一頁、森泉章『貸金業規制法四三条の『みなし弁済規定』の意義』判時一〇八一号（一九八三年）三頁以下、八頁、小田部胤明「貸金業法四三条の要件と立証」判時一〇八一号（一九八三年）一一頁以下、一六頁、同「貸金業規制法と利息制限法」ジュリ八〇七号（一九八四年）六頁以下、一一頁、飯塚前掲六三頁、森泉章「債務者の利息の支払が貸金業者の預金等の口座に対する払込みによつてされた場合における貸金業者の規制等に関する法律四三条一項によるみなし弁済と同法一八条一項に規定する書面の交付の要否」判評四八八号（二〇〇〇年）二〇八頁以下。

(25) 大森前掲判時一〇八〇号二頁。